○就業規則

（１）新しく規則（介護休業規則など）を各種作成しましたが、労働基準監督署への届け出は必要ですか。

⇒　これら各規則も就業規則の一部となりますので、１０人以上の事業場である場合は、労働者代表の意見書を添付のうえ、所轄の労働基準監督署への届け出が必要となります。

（２）全国各地に工場と事務所があります。このときの就業規則の届け出方法を教えてください。

⇒　このような場合は、次の基本事項を踏まえ、本社を管轄する労働基準監督署へ提出することができます。

１　提出先	本社を管轄する労基署
２　提出部数	本社を含む各事業場の数に対応する部数の就業規則を各２部（同一労基署に事業場が複数ある場合は労基署に対応した数でよい）
３　提出期限	常時１０人以上を使用するに至ったとき
４　記載要領	就業規則には、本社の就業規則の内容と各事業場の就業規則の内容が同一である旨を記載
５　添付書類	① 就業規則本文（別規則を含む。変更の場合は変更部分） ② 本社以外の各事業場の名称、所在地、所轄労基署名を記載したリストを添付し、欄外に「本社の就業規則と同一である」と記載する。 ③ 意見書は、事業場ごとの就業規則に正本を添付する。